

# 組合員の生活設計を考慮した 福利厚生の実現を目指して 《住環境制度改革》

2015年4月17日に会社から示された『住環境制度改革』について、制度の全容を明らかにするために、「申30号『住環境制度改革に関する説明申し入れ』」をおこないました。また、説明事項をもとに「申33号『生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ』」について、団体交渉で議論を積み重ねてきました。全国から寄せられた450件以上の組合員の声をもとに粘り強く議論し、説明交渉で初めて明らかにされた6月1日制度改革を延期させた中で、当初の考え方を大きく変更させ、組合員の生活設計に考慮した制度改革にすることができました。

一方で、「持家取得推進」を第一の目標としている中で、住宅ローン支援制度の支援金増額や支給基準の見直しなど、多くの課題を残していることも事実です。今後は、住環境制度改革において勝ち取った成果を確認するとともに、将来にわたり安定した生活を送るために、引き続き議論して行きます。

4月	17日	会社説明 「住環境制度改革について」
	28日	申し入れ 申30号「住環境制度改革に関する説明申し入れ」
5月	10日	第1回交渉
	14日	第2回交渉
	21日	第3回交渉
	29日	申し入れ 申33号「組合員の生活設計を考慮した福利厚生の実現を求める申し入れ」
6月	29日	第1回交渉
	30日	第2回交渉
7月	15日	第3回交渉
8月	6日	妥結

## 【住環境制度改革の改正点】

### 1. 住宅援助金制度の改正

- (1) 所有住宅援助金一時金 20 万円の新設
- (2) 賃貸住宅援助金の給付期間制限(15 年)の導入
- (3) 賃貸住宅援助金の地域区分の変更

### 2. 住宅ローン支援制度の改正

- (1) 対象融資の制限撤廃
- (2) 対象者の拡大

### 3. カフェテリアプラン制度の改正

- (1) 財形(住宅)貯蓄支援項目の追加

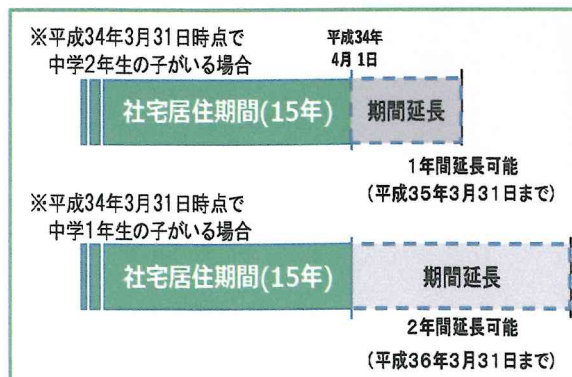
### 4. 社宅制度の改正

- (1) 社宅居住期間制限(15 年)の導入
- (2) 15 年を延長する場合の特例傾斜家賃の導入
- (3) 社宅及び寮の使用料金の定期的な見直し
- (4) イーストハイム型社宅使用料金に設備費 1,000 円を加算
- (5) 社宅及び寮の使用料金地域区分の変更

## 国鉄改革を担った方々や義務教育を考慮した期間延長を実現！

【社宅居住制限(15年)の特例措置 (平成34年4月1日実施)】

- ① 転勤に伴う持家から転居の場合
  - ② 転勤に伴う社宅からの転居の場合(7年間の期間延長可)
  - ③ 広域異動者、広域採用者、広域追加採用者及びエルダー
  - ④ 東日本大震災、福島第一原発事故に伴い住居等が被災している場合
  - ⑤ 平成34年3月31日時点で、通学区区域内公立中学校(中学1・2年生)の子が居住している場合
  - ⑥ 社会通念上等期間延長が必要と認めた場合
- ※③④⑤を4月17日説明内容に追加



【社会通念上等期間延長が必要と認めた場合とは・・・】

- (例1) 持家の売買契約中、建設中、竣工時期が居住制限期間をこえてしまう場合
- (例2) 居住中の持家のリフォーム・改築をおこなっている場合
- (例3) 社宅等及び社員宿泊所等業務・利用規程に基づき厚生部長が判断した場合

その他、組合員の生計が成り立たない状況は作らない事を確認しました！！